やまが環境便

令和８年１０月１日発行
山鹿市環境課
（山鹿市石 416）
☎43-7211

◎自己所有地の適切な管理について

近年、空き地などの繁茂による近隣住民からの相談が増えています。

土地を所有している方には、周囲に迷惑をかけないよう適正に管理する責任があります。放置すると、景観の悪化や害虫の発生、防災上のリスクにつながります。

管理者の方は年 2～3 回程度の点検・手入れを行ってください。

・定期的な草刈り

雑草は成長が早く、隣家や道路にはみ出すと、近隣トラブルの原因になります。

・樹木の剪定、伐採

敷地内の樹木が大きく育ちすぎると、越境した枝葉が電線に絡まったり、隣家の敷地に落ち葉を落としたりして苦情につながります。

・不法投棄対策

「誰も管理していない土地」とみなされると、空き缶、ペットボトル、さらには家電や粗大ごみの不法投棄場所になりやすくなります。

遠方に住んでいる、高齢であるなどの理由で定期的な管理が難しい場合は、管理代行サービス（シルバー人材センターなど）を利用し、適切な管理をお願いします。

◎墓地建立における市の許可について

墓地ではない場所に、お墓を建立することは「墓地・埋葬等に関する法律」により禁止されています。また、個人で墓地を建立することは、基本的に認められていません。

新たに墓地や納骨堂を建立する場合は市の許可が必要ですので、必ず事前に環境課へお尋ねいただくか、右下の二次元バーコードから市ホームページをご確認ください。

＊ごみ出しルールの順守･マナー向上にご協力ください＊ごみ出しルールの順守･マナー向上にご協力ください＊

◎墓じまい（改葬）の手順と流れについて

「後継者がいない」「お墓が遠くて管理できない」などの理由でお墓を撤去し、遺骨を別の場所へ移す手続きを「墓じまい」と呼びます。

１．親族間での合意
トラブルを防ぐため、必ず事前に親族・血縁者で十分な話し合いを行いましょう。

２．新しい納骨先の決定
永代供養、納骨堂など新しい移動先を決めます。

３．改葬許可申請・交付（自治体手続き）
環境課で「改葬許可申請書」を受け取り、必要書類を添えて提出します。
書類確認後、「改葬許可証」が交付されます。
※申請から交付までに１週間程度の時間がかかる場合があります。

４．遺骨の取り出しと墓石の解体・撤去工事
石材店に見積もりを取り、工事を依頼します。工事開始前には遺骨を取り出します。

５．更地にして管理者へ返還
墓石を撤去し、区画を更地（元の状態）に戻して、必要に応じて墓地管理者へ報告または返還届を提出します。

６．新しい納骨先への納骨
「改葬許可証」を新しい納骨先の管理者に提出し、遺骨を納めます。

◎熊本地震による倒壊の恐れのある墓石の対応について

先般の熊本地震では多くの墓石が倒壊・損壊する甚大な被害が発生しています。

公営・民営を問わず、お墓の管理責任は基本的に「墓地使用者（所有者・ご遺族）」にあります。地震で墓石が倒れ、隣の墓石を傷つけたり通路を塞いだりした場合も、原則として管理者が直すのではなく、お墓の所有者が対応する必要があります。

<u>地震後、お墓の確認がお済みでない方は早急に確認をお願いします。</u>

現地確認の際には十分に気をつけ、倒壊の恐れのある墓石には近づかず、速やかに石材店へ連絡してください。

また、近くで倒壊しているまたは倒壊の恐れのあるお墓がある場合には、墓地管理者へ連絡してください。　【環境課：43-7211】